

件名	えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例							
主管課	子育て支援課							
根拠法令等	えひめこどもの城管理条例							
<p>【改正の概要】</p> <p>えひめこどもの城にジップラインを整備することに伴い、えひめこどもの城管理条例（平成17年3月25日条令第27号）の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係） 次の項を追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジップライン</td> <td>1人1往復につき</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正の理由】</p> <p>○えひめこどもの城の指定管理者がジップラインの利用料金を収受することができるようにするため、条例の一部を改正する必要がある。</p>			区分	単位	金額	ジップライン	1人1往復につき	2,500円
区分	単位	金額						
ジップライン	1人1往復につき	2,500円						
施行日	令和3年3月1日							
<p>【その他参考事項】</p>								

